

## 競争ルールの検証に関するWG（第10回）

1 日時 令和2年10月23日（金） 15:30～17:15

2 開催形式 Web会議

3 出席者

○構成員

新美主査、相田主査代理、大谷構成員、大橋構成員、北構成員、佐藤構成員、  
関口構成員、長田構成員、西村（暢）構成員

○オブザーバー

小室公正取引委員会事務局経済取引局調整課長、内藤消費者庁消費者政策課長

○総務省

武田総務大臣、新谷総務副大臣、古川総務大臣政務官、谷脇総務審議官、竹内総合通  
信基盤局長、今川電気通信事業部長、吉田総合通信基盤局総務課長、大村事業政策課  
長、川野料金サービス課長、片桐消費者行政第一課長、鈴木番号企画室長、大内料金  
サービス課企画官、中島料金サービス課課長補佐、田中料金サービス課課長補佐、仲  
田料金サービス課課長補佐、水井番号企画室課長補佐

4 議事

【新美主査】 それでは皆様、こんにちは。本日はお忙しいところお集まりいただきま  
して、ありがとうございます。定刻を若干過ぎましたけれども、ただいまから競争ルール  
の検証に関するワーキンググループ第10回の会合を開催したいと思います。

本日は、西村真由美構成員が御都合のため御欠席という御連絡をいただいております。

なお、本日の会議につきましても、新型コロナウイルス関連の情勢を踏まえまして、ウ  
ェブ会議による開催とさせていただきます。ただ、私を含めまして一部構成員につ  
きましては、都合上、総務省から参加しております。

議事に入る前に事務局から連絡事項がございますので、御説明をよろしく願います。

【中島料金サービス課課長補佐】 事務局です。

本日も一般傍聴につきましてもウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせてい  
ただいております。

御発言に当たっては、お名前を冒頭に言及いただけますようお願いいたします。ハウリ

ングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。また、討議において御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただきますようお願いいたします。それを見て、主査から発言者を指名していただく方式で進めさせていただきたいと思っております。なお、チャット欄は構成員の皆様からは御覧いただけますが、傍聴者には御覧いただけませんので、御留意ください。発言する際にはマイクをオンにして、御発言をお願いいたします。発言が終わりましたらオフに戻してください。音声がつながらなくなった場合などにも御活用いただければと思います。

以上でございます。

**【新美主査】** どうもありがとうございました。

それでは早速議事に入りたいと存じます。

本日は、MNPに関する過度な引き止めに関する運用、及び、10月8日まで行いました本ワーキンググループの報告書（案）の意見募集の結果につきまして御議論いただき、最後に意見交換を行いたいと考えております。

それではまず、議題1であります「MNPに関する過度な引き止めに関する運用」について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

**【水井番号企画室課長補佐】** 事務局でございます。資料1を使って御説明させていただきます。MNPに関する過度な引き止めに関する運用についてでございます。

1枚めくっていただいて、1ページ目を御覧ください。これまでのワーキンググループで、抜け道がないように整理する必要があるといった御指摘がございました。特にMNP手続の明確な意思表示があったかどうかについてきちんと整理する必要があるといった御指摘がございました。これを踏まえまして整理したものがこの資料でございます。

まず、基本的な考え方について御説明させていただきます。1ページ目の上、考え方の2ポツ目を御覧ください。下線部でございます。利用者がMNPの手続を行おうとする最初の段階で、利用者による明確な意思表示が行われたと判断できる選択肢を設けるというようなことを整理いたしました。

その下に具体的な対応を記載しております。基本的な考え方としましては、ショップの方や電話のオペレーターの方の言い方、言い回し等の影響を極力排除して、明確な意思確認ができるといった考え方に基づいてつくっております。

具体的に説明させていただきますと、まずウェブでございます。ウェブにおきましては、

太字部分でございますが、MNP受付のトップページにおいて①MNP予約番号の発行、②MNPに関する問合せの2つのボタンを近接して設けるとしております。

電話でございます。IVR（インタラクティブ・ボイス・レスポンス）、いわゆる自動音声におきまして、この①と②のメニューを設けて明確な意思確認をします。

店頭でございます。来店時に担当者が用件を伺う際に、MNPに関する用件の場合、①と②のいずれかであるかを「指さし確認シート」等で確認するとしております。

1ページおめくりください。2ページでございます。このような基本的な考え方をフローに落としたものが2ページ目以降でございます。これがウェブの場合でございます。まず左上からスタートいたします。MNPウェブサイトへアクセスいたします。アクセスした際に、利用者がMNPについて検討している状態と判断されます。その後、最初の段階はひし形部分でございますが、ここでMNP予約番号の発行とMNPに関する問合せのどちらであるかを確認いたします。MNP予約番号の発行を選択した場合は、そのまま矢印を下側に行きまして、右側のグリーンの四角でございますが、利用者がMNP申込みの意思表示を行っている状態となります。以降、既存プランの説明や利益の提供はできない、いわゆるナンバーポータビリティ予約番号までの直行的なイメージの手続きができるというところでございます。

他方、左側の赤いひし形の部分で問合せを選んだ場合は、矢印は右側に進みまして、既存プラン、利益の提供の説明に関する利用者の同意を取られたならば、既存プラン、利益の提供の紹介を可能といったことで整理しております。

次のページを御覧ください。3ページ目でございます。こちらは店頭・電話の場合でございます。基本的な設計につきましては先ほどの2ページ目のウェブの場合と同じでございますので、詳細な説明は割愛させていただきますが、一番最初のひし形のところで、最初の段階で意思表示を確認するといった形をつくってございます。よろしく願いいたします。

**【新美主査】** どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見のある方は御発言をお願いいたします。またはチャットでお知らせいただきたいと思います。発言のある方はどうぞ合図をいただきたいと思います。

大谷構成員、どうぞ御発言お願いします。

**【大谷構成員】** ありがとうございます。事務局からの御説明ありがとうございました。

丁寧にワークフローの形で示していただいていますので、事業者の方たちもシステム上での実装ですとか、あるいは販売店への御説明など、徹底がしやすい内容になっているかと思えます。

ここでちょっと気になるのが、MNPについての明確な意思表示に該当しない、単なる問合せの場合に既存のプランですとか利益の提供についての説明が可能だということですが、その部分がどのように実態面として行われているのか、そこで結局は過度の引き止めが行われていたり、ルールに抵触するような行為が行われていないかといったことを、やはりモニタリングしていくことが必要だと考えております。

モニタリングの手法としては様々なことが考えられますけれども、利用者の声を集めるといっても、この段階で利益の提供を受けた利用者から、何か間違った利益の提供を受けましたというような御意見が得られるはずもないわけですので、やはり積極的に契約の現場でどのような行為が行われているかをモニタリングする手段を模索していただくことが必要ではないかと思えます。実態面がどのようになっているかを把握した上で、今後も追加的な対策が必要かどうかといったことを、また一定の時期に見直すことも必要ではないかと思えます。

以上でございます。

**【新美主査】** ありがとうございます。モニタリングの必要性ということで御意見を承っております。

続きまして長田構成員、御発言をお願いします。

**【長田構成員】** 長田です。

今の長谷構成員の御意見と同じことを申し上げようと思っておりました。実際にどういうふうに行われていくのかをきちんと見ていくことが大切だと思っておりますので、今の長谷構成員の御意見に賛成です。

**【新美主査】** ありがとうございます。

ほかに御発言の御希望の方はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。このフローは非常に丁寧にできていて、皆さん、このフローで結構であるということで、あと、肝心の解約時の説明について、具体的な中身をきちんとフォローアップしてウオッチしていこうということだと思っておりますので、これにつきましては今日の御説明に基づいて、具体的な手順を進めていただきたいということにしたいと思えます。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは続きまして、議題2の「報告書2020（案）の意見募集の結果について」に移りたいと思います。報告書案につきましては、前回9月7日でございますが、この会合の後、9月9日から10月8日までの間、パブリックコメントを行わせていただいたところでございます。この結果、44件の意見が提出されております。

本日は、パブリックコメントにおいて提出された意見の内容を確認しまして、それら意見に対する本ワーキンググループの考え方及び意見を踏まえた報告書の修正の可否について、御議論いただきたいと考えております。

それでは、まず事務局から説明をよろしくお願いいたします。

【仲田料金サービス課課長補佐】事務局でございます。資料2に沿って御説明をさせていただきます。

1ページから御覧ください。まず「全般」に関する御意見として、全携協様から、本検証の趣旨に賛同いたしますという御意見をいただいております。

続きまして、第1章「はじめに」に対する御意見といたしまして、各社で競合する一部の料金プランのみを比べて横並びとなるような協調的寡占と評価することは適切ではないという御意見をいただいております。この点、事業者においては、期間拘束のない料金プランを出す等の動きがあるものの、依然として各社の多段階型の料金プランが類似の料金水準で設定されており、また、例えば携帯電話の通話料金の水準がMNO3社とも30秒20円で10年以上前から変わっていないなど、横並びとなるような協調的寡占の色彩が強く、御意見にあるような一部の例を根拠としてこれを否定するのは適切ではないと考えます、という考え方をまとめさせていただいております。

続きまして第2章「モバイル市場の競争環境に関する検証」、第2章全般に関する御意見でございます。意見2-1でございますが、テレコムサービス協会様から、評価・検証することは重要、中でもMVNOに関連する点についてもしっかりと評価・検証等いただきたいという御意見をいただいております。この点につきましては、MVNOに関連する事項を含め、改正法の施行後、毎年、改正法により講じた措置の効果やモバイル市場に与えた影響などについて評価・検証を行い、その結果を踏まえて見直しの必要性について検討することが適切と考えます、と書いております。

個別の論点についての御意見、考え方の説明は割愛させていただきます。

続きまして3ページ、2、改正電気通信事業法の執行に関する御意見を御紹介いたします。意見2-2、全相協様から、第27条の3の規律が複雑で分かりづらいため、内容を

誤解している消費者が多いですという御意見をいただいております。考え方では、総務省、事業者その他関係者においては、改正法の理念等について利用者に向けて適切に周知を行っていくことが望ましいと考えます、とさせていただきます。

続きまして意見2-3、こちらも全相協様からでございますが、固定して利用するWi-Fiルータ向けの役務について消費者トラブルになっている例もあるが、規律の対象としていただきたいという御意見をいただいております。考え方におきまして、固定して使用されるルータ向けの電気通信役務は27条の3では指定の対象外であるという考え方をお示ししております。この点、評価・検証を定期的に行い、見直しの検討を行っていくことが適当と考えます、とさせていただきます。

続きまして意見2-4でございますが、KDDI様から、運用ガイドラインの内容が複雑であり規律のシンプル化の検討が必要という御意見をいただいております。27条の3の関連規定につきましては、事業者によって理解が異なったりすることとなると公正な競争が損なわれることになりかねないことから、総務省においては、共通のルールを明確にし、関係者による理解を促進するため、本ガイドラインについて関係事業者の声を踏まえながら随時見直しを図っていくことが必要と考えます、とさせていただきます。

なお、27条の3のガイドラインにつきましては、現在3次改正を予定しております、その旨報告書の15ページにも記載させていただきます。

続きまして意見2-5、5G対応端末について、その他の端末と異なる特例を設けるといふ理由はないと結論づけられていますが、5G対応の端末について特例を不要とされた理由をお示しくださいという御意見をいただいております。考え方におきましては、改正法による制度整備は、端末代金の大幅な値引き等により電気通信事業者が通信契約の利用者を誘引するモデルを2年を目途に事実上根絶することを目指して、当面通信契約とセットで行われる端末の値引き等を厳しく制限することとするものです。5G端末を特例扱いとすることは、改正法に基づく趣旨を根本から没却するものと考えます。また、事業法27条の3の下、通信・端末のそれぞれの市場での競争がより働くようになり、今後、5G端末の普及に向けては、端末メーカーや関係事業者等による努力が図られることにより、5Gを含む通信料金・端末代金のそれぞれの低廉化が促進されることで達成されるべきものと考えます、とさせていただきます。

続きまして意見2-6でございますけれども、個人の方から、キャリアによる端末販売を廃止し端末メーカー同士の市場競争に任せるべきという御意見をいただいております。

この点、考え方におきまして、一部の事業者において通信契約の有無にかかわらず行われる端末販売を開始する動きがあると承知しており、端末・通信それぞれの市場での競争がより働くようになり、通信料金・端末代金のそれぞれの低廉化が促進されることが期待されるものです、とさせていただきます。

続きまして意見2-7でございますが、料金プラン等の見直しに関しましてはMNP手数料の完全無料化等の取組が必要という御意見をいただいております、考え方では、いただいた御意見については参考として承ります、とさせていただきます。

以上、2章でございました。続きまして、3章についての御説明でございます。

【中島料金サービス課課長補佐】 続きましてモバイル市場の現況と分析ということで、意見2-8から御説明いたします。意見2-8につきましてはソフトバンク様から、政策議論については一定の注視期間を設けた上で適切な効果検証を行っていただきたい、といった意見でございました。これにつきましては、モバイル分野については技術革新等が激しい分野でございますので、こうした変化に対応するため随時政策的な議論は必要である、といった回答としています。

続きまして意見2-9から意見2-11まで、これにつきましてはMNO3社から同内容の意見がきております。具体的には、改正法施行後、報告項目が非常に多く、負担となっていることから、ぜひとも必要性を見直して、報告を求めるデータは真に必要なものに限っていただきたいといった御意見でございました。こちらにつきましては報告書案に記載のとおりでございますけれども、検証を適切に実施していくことができるように、関係者の負担にも配慮しつつ、必要に応じて分析に用いる指標の妥当性の検証を行い、新たに分析に必要なデータは報告を求めるなど、分析に必要なデータにつきましては随時見直しを図っていくことが適当としているところでございます。

続きまして9ページを御覧ください。意見2-12と意見2-13でございますが、こちらは報告書の23ページの図表1-3関係の御意見でございます。意見2-12、個人からの御意見ですけれども、中・低容量の領域のMNOの料金表示が5GB、7GBをメインに表記しているのは恣意的ではないかといった御意見でございました。こちらにつきましては、段階型定額制の料金プランの上限額を記載しております、その他の料金については折れ線グラフで示しております、といった回答をしているところでございます。

意見2-13、こちらにつきましては、第8回会合で使用した資料のとおり、MVNOも大容量プランを提供しているのをご差し替えをお願いしたいといった御意見でござい

なので、こちらは御指摘のとおり修正したいと思っ

ています。続きまして意見2-14から意見2-17までにつきましては、MNOのメインブランド、サブブランド別のデータの取得に関する御意見でございます。意見2-14、意見2-15につきましては、サブブランドのデータを取得し、独立系MVNOとの間の公正な競争の阻害要因になっていないか検証することが必要ではないかといった御意見でございました。意見2-16及び意見2-17につきましては、反対に、サブブランドは市場競争の活性化の一翼を担っており、必ずしも公正な競争の阻害要因とは言えない。またMNOの複数ブランドが問題視されていること自体が根拠薄弱といった理由から、ブランド別に評価することは不適切、データ提出は不要といった御意見でございました。

これらの意見につきましては、サブブランドは利用者にとって多様な選択肢を提供しており、市場競争の活性化を通じた料金の低廉化つながることが期待されているところではございますが、他方で、MNOによる新たな囲い込みの手段として、特に独立系MVNOとの競争の阻害要因となる可能性も指摘されているところでございます。サブブランドが競争環境に与える影響について、MNPに係るルール整備・執行の状況と併せて注視していく必要があることから、今後の検証においてより詳細な分析が可能となるよう、メインブランド・サブブランドの2つのサービスを提供している事業者からはブランド別データを取得する必要がある、と回答しているところでございます。

11ページを御覧ください。意見2-18から意見2-20につきましては通信料金水準に関する意見でございます。通信品質やサポートの充実度などの観点を踏まえた分析・評価を進めていくことに賛同するといった御意見をいただきました。なお、報告書案にも記載しておりますが、通信品質等を加味して客観的に料金を比較する方法が確立していないことから、まずは調査手法の研究を進めることが適当といった回答をしているところでございます。

意見2-21は、内外価格差調査のモデル料金について実態を踏まえたものにしてほしいと、NTTドコモ様から要望がございました。こちらにつきましては、各国とも通常料金・割引料金の別をはじめ様々な体系が存在しており、可能な限り同一の条件となるよう実施しているものと承知しているといった回答をしているところでございます。

意見2-22につきましては、端末販売の減少は改正法の施行直後から始まっているとの御意見がありましたが、そのような結果もあるとして参考として承ったといった回答をしているところでございます。



続きまして13ページ、意見2-23及び意見2-24につきましては、機種別の売上台数売上台数等の把握に対する意見でございます。端末の選択は利用者の趣味・嗜好による結果であり、価格のみによるものではない。データ取得による目的・効果等を明確にさせていただきたいといった意見や、販売台数はメーカーに確認していただきたいといった意見でございました。こちらにつきましては、事業法第27条の3や関係省令の規定は、通信料金と端末代金の完全分離により、通信・端末のそれぞれ市場での競争が働き、それぞれの料金の低廉化が促進されることが期待されて導入されたものでございますが、今回は端末の価格帯別の分布を調査し、その結果、中価格帯の端末の取扱いが増えるなど、ラインアップの多様化が進んでいることは確認されたところでございますが、ラインアップの把握のみでは通信料金と端末代金が分離した効果について定量的な分析ができていないことから、機種別の売上台数等を把握し分析することが望ましいといった回答をしているところでございます。

意見にあるように、スペックやデザインなども購入する際の一要素であることは認識しているところではございますが、価格についても購入する際の非常に重要な要素であると考えていることから、定量的なデータを把握することが適切としています。なお、具体的なデータにつきましては、その取扱いも含めて十分に検討する必要があると考えているといった回答をしているところでございます。

また、事業者の販売チャネルは一販路にすぎないといった意見につきましては、出荷台数やMNO3社の端末の売上台数から見ますと、大半を占めていると考えられており、およそ一販路とは言い難いと考えています。

15ページを御覧ください。意見2-25ですが、端末市場の評価は事実の一側面にすぎないのではないか。改正法の端末補助金規制や5G端末の特例化等についても異なる見方が可能ではないかといった御意見をいただきましたが、いただいた意見については参考として承るといった回答とともに、端末補助金規制や5G端末の対応の特例化につきましては、先ほど説明した意見2-5の考え方のとおりでございます。

意見2-26及び意見2-27につきましては、事業者及び代理店の経営状況の評価に当たっては様々な要素を考慮する必要があると。また、キャリアショップのネットワーク維持・活用を検討いただきたいといった御意見がありました。こちらについては参考として承るといった回答をしておりますけれども、代理店に関しましてはキャリアショップの果たしている役割に鑑み、ネットワークの維持や活用の在り方について一義的には事業者

において検討し、総務省においても必要に応じてフォローアップしていくことが適当といった回答をしているところでございます。

【水井番号企画室課長補佐】　　続きまして、第3章でございます。「モバイル市場に関する課題」でございます。

まずナンバーポータビリティ、MNPについてからでございます。意見3-1を御覧ください。MNPの枠組み、ワンストップかツーストップかについての御意見でございます。テレコムサービス協会様からいただいております。MNPのワンストップ化は有益であり、必要な検討を十分に行い、着実に進めていただくことが必要という御意見をいただいております。これに対しまして賛同の御意見として承りつつ、まずはツーストップ方式、将来的にはワンストップ方式の検討を進めるということに記載しております。

意見3-2のオプテージ様、意見3-3の楽天モバイル様も同様の御意見をいただいておりますので、同様の考え方を記載しております。

17ページ、意見3-4を御覧ください。ソフトバンク株式会社様からです。こちらにつきましては、現行方式を維持しつつ課題解決を図ることに賛成と書かれております。これにつきましては賛同の御意見として承るとしてしております。

18ページを御覧ください。意見3-5からでございます。ここからは受付時間の制限、いわゆるウェブ受付を24時間化できないかといったものでございます。これにつきましては、オプテージ様から、24時間化は利用者利便の向上に有効といった御意見をいただいております。賛同として承っております。

意見3-6を御覧ください。楽天モバイル様でございます。こちらについても同様に賛同の御意見をいただいております。

意見3-7を御覧ください。KDDI株式会社様からです。開発等に相応の期間を要するため、個々の事業者の事情にも配慮していただきたいという御意見をいただいております。これに対しまして、制度の実施時期については総務省において適切に判断することが適当と考える、と記載させていただいております。

意見3-8を御覧ください。テレコムサービス協会様からいただいております。緩和措置を検討いただきたい。また、MVNOの業務運営とその影響についても十分に考慮していただきたいという御意見をいただいております。これにつきましては、右側の1つ目の丸の4行目ですが、MVNOの実態も踏まえまして総務省において適切に判断することが適当と記載させていただいております。

意見3-9のビッグロブ株式会社様からの御意見も同様でございます。

続きまして意見3-10、ジュピターテレコム様からの御意見でございます。24時間化等は提供元のMNOの事情にも依存する。MVNO自身もシステム改修等の費用負担が大きい。また、24時間化のニーズは限定的ということを書き添えていただいております。これに対しまして、右側ですが、今回のワーキンググループ報告書の趣旨を記載させていただいております。例えば、MNPの受付時間についてはできる限り長いほうが望ましい等について記載させていただいております。

続きまして20ページでございます。意見3-11、所要時間でございます。これにつきましては一部のMVNOで予約番号発行までに3日、4日かかるといった表記があるといった課題でございます。これにつきましては、ソフトバンク株式会社様から、MVNOにおいてもルール整備されるべきといった御意見をいただいております。これにつきましては、そのとおりである旨、記載しております。

続きまして意見3-12を御覧ください。過度の引き止めでございます。全国消費生活相談員協会様、意見3-14は個人、意見3-15はオプテージ様、意見3-16は楽天モバイル様、意見3-17はNTTドコモ様から、それぞれ報告書に対する賛成意見をいただいております。

続きまして意見3-18を御覧ください。ソフトバンク株式会社様でございます。ルール整備においては過度なものとならないように、明らかに利用者の意思に反して行われる提案行為等を禁止にするにとどめていただくことを要望といただいております。これにつきましては、今回の報告書の整理、つまり今回のワーキンググループの御議論の整理を書かせていただいております。こういうルールの必要性につきまして記載させていただいているところでございます。

続きまして23ページを御覧ください。意見3-19でございます。KDDI株式会社様でございます。他事業者の説明だけが制限されることについて、事業法においてどのように解釈されるかを教えてほしい。また、開発等に期間を要するので個々の事業者にも配慮してほしいということでございます。これにつきましては、まず前者につきましては、3つ目の丸でございますが、電気通信事業法第50条に基づくと書いております。それに加えまして、時期につきましては、4つ目の丸でございますが、制度の実施時期につきましては総務省において適切に判断することが適当と書いております。

意見3-20、テレコムサービス協会様でございます。MNOにおけるメインブランド・

サブブランド間やグループ内の不当な差別的扱い、競争阻害についても注視してほしいという意見をいただいております。これに対して、そのようにする必要がある旨を記載しております。

続きまして意見3-21、煩瑣な手続、複雑な手続でございます。意見3-21は3つでございます、テレコムサービス協会様、オプテージ様、ソフトバンク様から賛成意見をいただいております。

意見3-22を御覧ください。25ページでございます。ここは転入時に求められるMNP予約番号の有効期間の長さでございます。テレコムサービス協会様から、MNP予約番号の有効期限の延長を含めて御検討いただきたいといった御意見をいただいております。これにつきましては報告書の整理を書かせていただいておりますが、こういった事情を理由に有効期間を長期化することを求める必要性は低いことを改めて記載させていただいております。

意見3-23のオプテージ様、意見3-24の楽天モバイル様も同様でございます。

続きまして26ページ、意見3-25を御覧ください。利用者負担料金でございます。いわゆる3,000円の手数料と言われるものでございます。意見3-25につきまして、NTTドコモ様から、ウェブによる手続は無料とする一方で、店頭及び電話による手続については現に生じているコストが賄える水準とし、当面の間、係る見直しに伴う利用者の動向等を注視すべきと記載いただいております。これにつきましては報告書の整理を改めて記載させていただいておりますが、コストの状況を踏まえて整理して、今回のこのルールを考えたという点と、コストの状況等については適時適切に検討していく旨を記載しております。

意見3-26、これにつきましてはKDDI株式会社様でございます。無料で利用できる環境を構築することが適切ということについて、事業法上の解釈を教えてください。また、個々の事業者の事情にも配慮してほしいといただいております。これにつきましては、先ほど同様、電気通信事業法第50条でございます、さらに実施時期につきましては総務省において適切に判断することが適切としております。

意見3-27でございます。当該コストを回収してはならないと規制されることは過剰なルールということで、ソフトバンク様から意見をいただいております。これにつきましては報告書の内容を記載しております。

意見3-28でございます。MNPの転出手数料はMNOとMVNOで差を設けるべき

ではないとソフトバンク様から意見をいただいております。そうである旨、記載しております。

意見3-29でございます。所要のコストに見合う負担を利用者に請求することは認められるべきと記載しておりまして、報告書の整理を記載させていただいております。

意見3-30、意見3-31は賛同意見をいただいております。

意見3-32は、乗換え月は移転元・移転先両方の金額がかかるので、高額になりやすいため工夫してほしいと言われておりまして、参考として承るとしてしております。

29ページからは事業者負担料金でございます。意見3-33、オプテージ様から賛同意見をいただいております。

意見3-34、テレコムサービス協会様から、MVNOがMNOに支払う料金についても同時に見直すことを意見としていただいております。これにつきましても、右側のとおり、そのとおりと書いております。

意見3-35、ビッグロブ様でございますが、MNPの手続に関する件数に応じた料金は利用者負担料金以下としてほしいということにつきまして、そうである旨、記載しております。

以上でございます。

【仲田料金サービス課課長補佐】 続きまして、その他モバイルに関する事項、端末購入サポートプログラムからでございます。意見3-36、過度な利用者の囲い込み施策等について課題が発生していることが確認された場合には、速やかに問題解決に向けた取組が行われることを要望いたしますという御意見をいただいております。御賛同の意見として承っております。なお、現時点では実態として、回線契約を有する事業者から端末を購入する者が多いと考えられますが、各事業者が現在提供している端末購入サポートプログラムについて一括で購入した者は対象としていないことや、一部の事業者では端末の再購入を利益の提供の条件としていることについて、過度な囲い込みの要因となっていないか、引き続き注視していくことが適当と考えます、とさせていただきます。

続きまして意見3-37につきましては、増加するオンライン需要を踏まえて、オンラインでのプログラム提供による受付窓口の差異の解消に向けた検討を行うべきであるとの本報告書案に賛同いたしますという御意見をいただいております。考え方にございまして、総務省においては、各窓口での端末購入への需要を確認し、オンラインでプログラムを提供していないことの合理性を注視していくことが必要であると考えます。また、事

業者においては、増加するオンライン需要を踏まえて、オンラインでのプログラム提供による受付窓口の差異の解消に向けた検討を行うことが適当と考えます、とさせていただきます。

続きまして31ページです。その他モバイルに関する事項のスイッチングコストについてでございます。端末補償サービスについて、回線契約のない方に対する端末販売により補償のトラブルも増える可能性がある。トラブルが起きないように取り組んでいただきたいという御意見をいただいております。考え方におきまして、こういった制約により、補償漏れ等をはじめとする非回線契約者の補償に関するトラブルが生じていないか、総務省においては継続して状況を注視していくことが適当と考えます、とさせていただきます。

なお関連いたしまして、KDDI様より、非回線契約者に対するサービス提供を検討中とのことで、パブリックコメントでの御意見ではないのですが、総務省に直接報告を受けておりますので、報告書の94ページ、99ページに反映させていただきます。

続きまして意見3-39でございますが、セット割引の検証について御賛同の御意見をいただいているものでございます。

続きまして意見3-40でございますけれども、複数商材を利用する一般的な割引であるセット販売について、事業者変更を制約している要因と捉えるべきものではないと考えますという御意見をいただいております。こちらにつきましては、考え方にございますとおり、固定通信サービス、コンテンツサービス、決済手段等とのセット販売による割引等については、過度な囲い込みの要因となっている場合には利用者の自由なサービス選択を阻害する可能性があること等が指摘されていることから、原案を維持することとします、とさせていただきます。

続きまして意見3-41と意見3-42でございますけれども、手数料について、スイッチングコストに関する検証は不要と考えますという御意見をいただいております。こちらにつきましては、本報告書案に記載のとおり、事業者乗換え時の金銭的なコストについては、新規契約時か解約時か、全員一律か特定の者のみかなど、手数料ごとに異なる目的・性質を有しており、事業者乗換えを抑制する効果も異なると考えられることから、過度な囲い込みの要因となっているものがないか、総務省において引き続き注視していくことが適当と考えます、とさせていただきます。

続きまして意見3-43でございますが、非電気通信分野にまで検証の対象を広げた場

合に、事業者が萎縮し創意工夫の芽が摘まれることで利用者利便が損なわれかねないという御意見をいただいております。こちらにつきましては、過度な囲い込みの要因となっているものがないか、利用者の自由なサービス選択を阻害する可能性があること等が指摘されていることから、原案を維持することとします、とさせていただきます。

続きまして、その他モバイルに関する事項のその他についてでございます。意見3-44、頭金に関する指摘については事業者独自の取組として検討しているという御意見を、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクの3社からいただいているところでして、内容につきましては、頭金の表示について遵守すべき事項等を定める。また販売代理店に対して適切な表示を行うように周知・指導を図る。それから総合カタログ等において販売代理店ごとに端末価格自体が異なる可能性があることを記載する等の取組を行っていく旨、3社から御意見としていただいております。

考え方にございますとおり、携帯電話業界におけるいわゆる頭金については、一般的な頭金という用語とは異なる意味で用いられていることから、利用者に誤解や混乱を生じさせないよう、各事業者と販売代理店が連携して適切な対応を行っていくことが重要です。販売代理店ごとに端末価格が異なる可能性について適切な周知が行われることが重要です。いただいた御意見は歓迎すべきものであり、記載されている取組が適切に行われることを期待します、とさせていただきます。また、総務省においては、事業者及び販売代理店の取組の内容や実施状況などについて適切に確認を行っていくことが適当と考えますとした上で、報告書に追記もしております。報告書のページは108ページになります。

続きまして意見3-45でございます。頭金表示の見直し、それから分かりやすい料金プランを提供することは利用者の誤認を防ぎ、自由で合理的なサービス選択にとって重要という御意見をいただいております。御賛同の意見として承っておりますが、eSIMに関する御意見につきましては、公正競争環境の確保及び利用者利便の向上の観点から、MNOのRSP機能の開放に関する具体的な障壁となる課題があれば、総務省においてその課題解決に向けて速やかに検討を進めることが適当であると考えます、とさせていただきます。

続きまして3-46でございますが、個々の購入者の支払い能力等に応じて、割賦と頭金の割合等を自由に決定できるべきという御意見について、参考として承っております。

続きまして34ページ、意見3-47でございますが、SIMロック解除の手のオンライン手続が煩瑣である等の指摘を踏まえ適切に取り組んでいくという御意見をKDDI

様からいただいております、考え方におきましては、事業者においては利用者の声を踏まえて対応していくことが望ましいと考えます、とさせていただきます。

意見3-48につきましてもSIMロックに関する御意見でございます。楽天から、競争中立的な市場環境のためには、SIMロックはそもそも設定すべきでなく、本来は設定自体を禁止すべきと考えますという御意見をいただいております。

なおこの点に関しまして、報告書の27ページに記載させていただいておりますが、NTTドコモ様においては2020年8月19日より、一括購入またはクレジットカードによる分割購入の場合には端末購入者の申出がなくてもSIMロックが解除された状態の端末を渡す取組を開始していましたが、非回線契約者については特定のクレジットカードを使用した場合に限定されておりました。同年10月12日より当該条件が撤廃され、回線契約者と非回線契約者の両者に対して区別なく対応が行われているものと承知しております。

続きまして意見3-49それから意見3-50でございますが、eSIMに関する御意見をいただいております。eSIMについては公正競争環境の確保及び利用者利便の向上の観点から、MNOのRSP機能の開放に関する具体的な障壁となる課題があれば、総務省においてその課題解決に向けて速やかに検討を進めることが適当であると考えます、とさせていただきます。

続きまして36ページ、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に対応するための取組でございます。意見3-52、販売チャネルのバランスについては各事業者が経営戦略として検討するものであることを基本とすべきという御意見をいただいております。こちら、すいません、報告書の修正の有無の欄が空欄になっておりますが、報告書の修正は「無」になります。その上で、考え方には、報告書に記載してありますとおり、販売チャネルのバランスについては各社の経営戦略に関わるものであることは御意見のとおりですが、本報告書案に記載したとおり、販売代理店については地域の拠点として持つ役割の重要性なども踏まえ、当該検討に当たっては、ネットワークの維持・活用についても十分配慮して検討していくことが必要であると考えます。また、利用者のニーズとかけ離れた契約の勧奨など利用者利益に反する行為による混乱がないようにしていく必要があると考えます、とさせていただきます。

【田中料金サービス課課長補佐】 続きまして37ページ、第4章「固定通信市場に係る課題」についてでございます。意見4-1でございます。FTTH以外のサービスも含めて検証を行うべきということで、これは報告書でもそのように記載しておりますので、



同様の回答をしてございます。

意見4-2でございます。モバイル契約との相違点を踏まえ、ルールの検討を行うべきというものでございます。これも報告書の記載のとおりでございますので、同様に書いてございます。

続きまして意見4-3でございます。主端末回線だけでなく、分岐端末回線や回線収容率を含めた接続料の推移を見るべきということで、分析の視点ということで今後の参考にさせていただきます、と回答しています。

続きまして38ページ、意見4-4から工事費に関する部分でございます。自己設置や接続により市場に参入する事業者の存在も重要であり、規制の対象とする場合には、影響が最小限となるようにすべきとございます。考え方ですが、多様なサービスの提供形態によって事業者間の競争が行われることは望ましいとした上で、2つ目に、目的に照らし必要最低限のルールとすることが適当と書かせていただいております。

次に、意見4-5でございます。こちらから工事費の分割支払いに関してでございます。規制の対象については市場の状況も鑑みて一定の配慮をすべきということで、1つ前の意見と同様でございますが、目的に照らし必要最低限のルールとすることが適当と答えてございます。

意見4-6でございます。こちらは本文の修正をさせていただいている部分でございます。意見としましては、工事等の割引について、特定の条件を選択した利用者のみを有利に扱うことは、利用者による適切なサービスの選択の阻害につながるため不適切というものでございます。次ページが考え方でございます。ここで、御意見でいただきました「特定の条件を選択した」というところをもう少し具体的に記載すべきではないかと考えまして、その観点から少し追記しております。

1つ目の丸でございます。3行目辺りからですが、本文において、現在は「工事費の一括支払いと分割支払いの別により割引に差を設けない」と書いてございますが、分割の支払い回数によっても差を設けないようにすべきではないかということで追記をさせていただいております。

2つ目の丸につきまして、割引の仕方で、期間拘束契約を超えるような割引のみしか提供しない場合には、それによっても過度な囲い込みが発生する可能性があるということで、期間拘束契約の期間内に割引等の全額を享受できるようにすることが望ましいという旨を追記しております。この1つ目、2つ目の修正につきまして、本文の130ページで青く

してございますが、そちらで修正をさせていただいてはどうかと考えてございます。

意見4-7でございます。こういった対応には一定の期間が必要という御意見でございます。基本的には賛同の御意見でございますが、システム改修等のため一定の期間を要することを考慮に入れることは必要としながらも、利用者のためには早期に対応することが重要と書かせていただいております。

意見4-8でございます。こちらについては対応を検討するというものでございます。検討だけではなく、見直しを行うことが適当ということで本文の内容を書いております。

意見4-9でございます。分割支払いについては、契約拘束期間と工事費の分割期間が同一もしくは超えない期間の設定が望ましいということで、全相協様から賛同の御意見でございます。

続きまして4-10でございます。利用者に分かりやすく納得のいく料金設定を検討ということで、賛同の御意見でございます。

意見4-11でございます。工事費について、その水準については各社の判断や市場原理に委ねるべきということで、今回本文については、原価と利用者に請求している工事費に乖離がないか確認する必要があるというところを提言いただいているところでございまして、それについて引き続き確認するという本文の考えを書いております。

続きまして意見4-12でございます。こちらも工事費の額を一律に定めるべきではないという御意見がまずありまして、その後、分割支払い等について御意見がございます。まず1つ目の丸で、一律な水準を求めるものではないことを示した上で、その後は、先ほどと同様の回答としています。また、期間拘束の3つ目の部分については本文の記載を書かせていただいております。

意見4-13でございます。全相協様から、原価と請求額に乖離がないか総務省が調査を行うべきということで、賛同の御意見でございます。

今度は撤去工事費、意見4-14でございます。接続事業者は撤去費用の負担が大きいため、撤去工事費の低減や撤廃は困難という御意見でございますが、本文にありますとおり、原価と請求額が乖離していないかという点が非常に重要なところでございまして、原価が幾らという点は重要ではないところも踏まえまして、本文の記載を引用させていただいているところでございます。

続きまして意見4-15でございます。撤去工事費の妥当性の検証を進めるべきということで、本文のとおり記載させていただいております。

次、意見4-16でございます。撤去工事費の適正性について調査を行い、一定のルールを定めてほしいということで、こちら本文でそのように記載してございますので、同様に書いてございます。

続きまして意見4-17でございます。利用者に分かりやすく納得のいく料金設定を検討ということで、ビッグロブ様からでございますが、賛同の御意見とさせていただきます。

意見4-18、本文の撤去工事費の部分について賛同ということで、賛同の御意見でございます。

続きまして、事業者間の連携による工事の削減ということで意見4-19でございます。引込線転用に向けた事業者間協議を進めているが、導入までに一定の期間を要するという御意見でございます。考え方につきましては本文の記載のとおりでございますが、こちらについては早くかつ多くの事業者を含めて広く行うようにということを本文の記載に沿って改めて書いてございますとともに、2つ目の丸では、総務省においてしっかりフォローアップしていくことが重要という旨を書かせていただいております。

意見4-20でございます。1つ前のものと前半は同様の御意見でございますが、後半で集合住宅における事業者間協議も進めていくという御意見がございましたので、考え方については、1つ目は同様でございますが、2つ目については、集合住宅に関する本文での記載に沿って、今後必要な検討を行っていくという部分について書いてございます。

続きまして意見4-21でございます。こちらは連携の対象事業者を拡大することに賛同であるというものでございます。また、集合住宅についても議論すべきということで、賛同の御意見としつつ、集合住宅については1つ前と同様の回答でございます。

意見4-22でございます。設備の仕様等により、事業者間で設備転用が困難な事業者も存在するというものでございます。その点留意いただきたいということで、オプテージ様から御意見をいただいております。重要な視点だと思っておりますので、参考ということにさせていただきます。

続きまして意見4-23でございます。全相協様から、5社以外にも拡大して早急にやってほしいということで、本文への賛同の御意見と書かせていただいた上で、本文の記載を引用させていただきます。

その他の意見4-24でございます。事業者の提供形態により適用範囲に差が生まれなないように留意ということで、参考と書かせていただいております。

意見4-25でございます。提言いただいた今回の対応について、システム改修等のため一定の期間を要するという御意見ですが、先ほど同様の意見もございましたが、一定の期間を要するというのは考慮に入れる必要がありますが、利用者のためには早く対応いただくことが重要と書いてございます。

続きまして意見4-26から期間拘束に関する部分、特に最初の部分は期間拘束の適切な期間というところでございます。モバイル契約との相違点を踏まえた上で検討を行うべきということで、本文の記載のとおりでございます。

意見4-27、こちらは違約金の水準でございます。違約金は逸失利益を考慮して設定しているものであり、過度な規制は不要というものでございます。次の意見4-28につきましても慎重な議論が必要ということで、今後、モバイルとの違いも踏まえて検討していくことが必要という本文の内容を書いてございます。

続きまして46ページ、中ほどですが、違約金なしに解約できる期間ということで意見4-29でございます。規制の対象とする場合には影響が最小限となるようにし、また適用開始時期に配慮すべきというものでございます。1つ目については、目的に照らし必要最低限のルールが適当とし、2つ目については、一定の期間は考慮に入れるが、利用者のためには早期に対応することが重要ということと同様に書いてございます。意見4-30についても同様に猶予期間ということですので、1つ前と同様の回答をしてございます。

続きまして意見4-31でございます。NTT東西様からでございますが、利用しやすいサービスを検討していくということで、ここは本文の修正を提案させていただいているところでございます。

1つ目の丸につきましては、3か月以上、違約金が不要な期間を設けることが必要と回答してございます。これは本文の記載のままでございますが、2つ目の丸にありますとおり、利用者にとって利用しやすいサービスとすることを検討されるという御意見でございますので、検討いただく場合には、契約期間の最終月の翌月の利用料金を支払うことなく解約できるように、契約期間の最終月を含み、また現在の固定通信事業者の実態に照らせば、それに加えて翌月、翌々月を含むことが望ましいと書いてございまして、この考えについて本文の137ページにおいて追記させていただければと考えてございます。

続きまして意見4-32からは自動更新の在り方についてでございます。意見4-33も同様でございます。こちらについては今後モバイルとの差異を踏まえながら検討ということでございますので、その旨、両方書いてございます。

続きまして意見4-34からセット販売によるモバイル契約の囲い込みということで、ソフトバンク様から、セット割引は事業者変更を制約する要因ではないという御意見がありますが、報告書案のとおり、利用者の過度な囲い込みが生じる懸念が寄せられており、今後その状況を確認して、必要に応じて制度的な対応を検討することが適当とさせていただいております。

4-35でございます。全相協様から、違約金の水準等について、またセット割引の囲い込み等について調査してほしいという御意見で、本文の記載のとおり回答させていただいております。

4-36でございます。利用者意向による継続利用と、利用者の意向に沿わない不当な囲い込みを区別して検証すべきというところで、これは当然のことだと思いますので、御意見を参考として承る旨記載しております。

4-37からは過度なキャッシュバック・セット割引に関する事項ということで、ドコモ様からの御意見です。「F T T Hアクセスサービスにおける不当競争の具体例」における「割引総額帰属テスト」の採用の可否や、契約継続期間について見直しを行うべきというもの、またケーブルテレビ等も検証に含めるべきというものでございます。

最初の部分、「割引総額帰属テスト」の採用については、ワーキンググループの中でも、移動通信市場の競争の状況を踏まえて、1つのF T T Hの契約にモバイルのセット割引がどの程度適用されているか、これをしっかり検証していかなければならないという御意見もいただいたことを踏まえ、対応すべきということで、本文の記載と同様に回答してございます。また、契約継続期間につきましても、期間拘束契約が現在、2年や3年に設定されている、また契約継続期間の短いほうから利用者の状況を見ると4年というところで半分を超える状況を見れば、短くすることはあっても長くすることはないのではないかと書いてございます。また、ケーブルテレビにつきましても、本文のとおり、今後検証方法については不十分な点を見直していくとしておりますので、そこで受け止めております。

次、意見4-38、これはKDDI様の御意見ですが、自社を検証の対象外としてほしいということを書いておりますが、MNOに関する懸念の状況、セット割引の提供状況、契約数等を踏まえると対象外とすることは適当ではないということで、検証の対象とするのが適当と書いてございます。

続きまして4-39でございます。ケーブルテレビも検証対象とすべきということで、

先ほどと同様、今後検討することにしてございます。

意見4-40でございます。データの報告を求めておりますが、そのデータは必要最小限にするべき、またデータの取扱いには配慮してほしいということで、これはそのとおりですので、目的に対して最低限の報告とするということと、情報の取扱いは十分に配慮する点を書いてございます。

意見4-41でございます。他事業者とのセット割引についても検証の対象にすべきということで、今後の検討に当たり、御意見を参考とさせていただきます。

【中島料金サービス課課長補佐】 第5章、意見5-1でございますが、楽天モバイル様から、改正法により講じた措置の効果やモバイル市場への影響について評価・検証を行うことに賛成、今後は新規参入事業者の育成が急務であるので、周波数の割当てを希望するといった御意見をいただきました。全体として賛同の意見として承り、後段につきましては、今後の総務省の政策の参考とされることが適切といったことで回答しております。

意見5-2につきましては、次回以降の評価・検証については、5Gサービスの端末価格や普及状況の検証を追加していただきたい、また、国際競争力強化のためにも、5G対応端末を改正法の規制の対象外としていただきたいといった御意見をクアルコムジャパン様からいただいております。こちらにつきましては上記意見2-5のとおりということで回答しているところでございます。

「その他」、意見6ですけれども、26まで各個人の方から様々な御意見をいただいたところでございます。多種多様な御意見でございますので、本日の説明は割愛させていただきます。適宜御覧いただければと思っております。

そして、報告書本体のほうですけれども、説明で修正に触れていない部分、例えば10月1日にUQモバイルがKDDIのサブブランドになったといった時点修正等、軽微な修正を行っているところでございます。

資料2及び3についての説明は以上でございます。

【新美主査】 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御発言のある方は、チャット等で合図をいただけたら指名いたしますので、よろしく願いいたします。

相田構成員どうぞ。発言をお願いします。

【相田主査代理】 たくさんの寄せられた意見に対して整理いただきまして、事務局に御礼申し上げたいと思います。

それで拝見させていただきまして、やはりシステム改修等に時間がかかるので猶予をいただきたいというような意見が幾つかあったことに関連して、まずは事務局に質問ですけれども、例のMVNOの0.7%ルールとの関係で、今回いろいろここで挙げた措置はシェアの少ないMVNOに対しては免除することが想定されているのでしょうか。それとも、あくまで全事業者に適用されることを想定しているのでしょうか。そこをまずは確認させていただきたいです。

**【新美主査】** では事務局から、今の0.7%に関してどうぞ。

**【水井番号企画室課長補佐】** 事務局でございます。

ナンバーポータビリティへのルールの適用でございます。基本的には、原則といたしましては全てのMVNOをルールの対象とすることを基本として考えております。ただ、今まさに先生からも御指摘があったとおり、MVNOはすごく数が多いこともありまして、また、今までのナンバーポータビリティガイドラインとの関係もございまして、具体的にはMVNO、消費者のそれぞれの実態に合わせた適用も検討していく必要があるという問題意識を持ってございます。

以上でございます。

**【新美主査】** ありがとうございます。相田構成員、それから今の回答を前提に。

**【相田主査代理】** それでもう既に回答いただいたのですけれども。私もやはりこれは利用者利便の観点ですから、全MVNOに適用するのが適切だとは思いますが、これが逆に小さいMVNOいじめになってしまったらいけないということで、事業者規模等々の状況に応じて適用方法についてはぜひ総務省で御検討いただければと思います。

以上です。

**【新美主査】** ありがとうございます。

それでは続きまして佐藤構成員、どうぞコメントをお願いします。

**【佐藤構成員】** 甲南大学、佐藤です。

まずは全般的に、いただいた意見に対して考え方を総務省で整理していただいております、内容に関して了解です。コメントは3つになります。

1つ目は意見3-1以降の、MNP手続における諸課題についての早期解決というところ。ツーストップの方式に関して課題を改善する、ウェブ受付を改善する等、今回定められたことがやはり速やかに実現されることが大事だと思いますので、総務省で開始時期の早期化に向けて最大限努力していただきたいということです。

それから、今回示されたツーストップ方式の改善策は、私としては言わばセカンドベストであると思いますので、やはりファーストベストであるワンストップ導入に向けて、総務省で継続的に議論をしていただきたいと思います。

2つ目は、1つ戻って意見2-26の機種別の販売台数のデータが必要だということに対する意見。やはり政策変更の結果を見ていくのに、消費者行動がどう変わっているか見る必要があると思っています。初めは端末代金が値上がっているのではないかと考えたのですが、やはりラインアップが広がって、低価格・中価格帯で今までにない機種が増えているとすれば、全般的に端末に対しての消費者負担が低減しているというようなことが言えるかもしれないので、台数も含めていたデータでもって端末のマーケットの変化を見ていく必要があると思っています。

最後は固定系ですが、意見4-12の辺りの意見ですけれども、工事費はいろいろ問題があるように感じています。それは違いがあつてまずいと言っているのではなくて、違いがあつてもいいのですが、それがコストに基づいた差異であるか、適正性についての検証が必要だと理解しています。

固定通信におけるスイッチングコストは、私としては今まで十分議論してこなかった領域で、現状をいろいろ調べてみると、スイッチングコストがあることでユーザーの合理的な選択が機能していない、競争が阻害されているという懸念があると感じております。スイッチングコストを下げることで競争を促進し、よりよいサービスをより安く提供されることが期待できるのではないかと考えております。

以上です。

**【新美主査】** どうもありがとうございました。今後の方向についてのコメントと了解いたしました。特にどういうデータを持っていくのか、あるいはMNPのツーステップがセカンドベストで、ファーストステップのほうに移行する努力をしろということだと思いますので、今後の方針としてはこの報告書もその辺を念頭に入れておりますので、肝に銘じて次の方向に進みたいと思います。

ほかに御意見がございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。ございませんでしょうか。

大谷構成員、どうぞよろしく申し上げます。

**【大谷構成員】** 日本総研の大谷です。発言機会をいただきありがとうございます。

私も事務局で整理された内容、それから報告書に改めて追記・補正していただいた内容



については基本的に賛同でございます。

ちょっと感想めいたことを1つ申し上げます。いただいた御意見の中では意見4－35になりますけれども、固定におけるセット販売について、消費者からいただいている御意見として、セット販売による値下げ効果は必ずしも歓迎できるものだけではなく、やはり囲い込みといったことについて警戒する声もいただいているということは、このワーキンググループで真摯に受け止めて、今後の検証に生かしていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

長田構成員、どうぞ御発言をお願いいたします。

【長田構成員】 ありがとうございます。

先生方が御指摘のように、固定のほうはまだ非常に課題が大きいと思っています。モバイルで丁寧にいろいろ議論してきた部分が、固定ではちょっと別の理由があるみたいなことを書いていらっしゃる会社がいっぱいありますけれども、工事費にしろ、違約金にしろ、きちんと説明をしていただけるものであれば、そういうものも示していただいて議論していきたいと、今回このパブコメを見て思いました。

あと、意見2－4でしょうか、事業法が改正されているいろいろ複雑になっていて大変という御意見があったと思いますけれども。割とシンプルなことで事業法の改正が行われたと思っていますけれども、結局、ここの総務省の整理していただいた中にも書いてありますが、やはり事例をこれはいいじゃないかとか、各社がいろいろなアイデアを出された結果、こういう複雑なガイドラインになっているのではないかと思いますので、各事業者の皆さんも極力シンプルなサービス提供をしていただければいいのではないかと考えています。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。固定系については長田構成員がおっしゃったように、まだまだ議論すべき点があるかと思っていますので、その点は今後の大きなポイントだと思っております。

続きまして、大橋構成員からよろしく申し上げます。

【大橋構成員】 ありがとうございます。まず、事務局におかれてこれだけのパブコメの質問に関して非常に丁寧にお答えいただいて、感謝申し上げます。

やや細かい点も含めてお話しします。まず今後の評価・検証を考えてみたときに、これ

までよりもちょっと一段深い取組をしなければいけないのかなと、全般的に感じます。それがゆえの、例えば機種別の販売台数の把握であったりとか、そうした新しいデータが必要だということだと思えます。幾つか御質問の中で、機種別の販売台数の把握は不要だと。競争政策的には不要だと。なぜならば、消費者の選択はスペックか、デザインとかラインアップでやっているのであって、価格でやっていないというふうな御指摘があるのですけれども、こういうふうなことをまさにデータから確認しないといけないのかなと。それだったらもう割引をする必要がないわけで、何で割引しているのかという話に多分なるのだと思いますので。それも含めて、もし御指摘が正しいとすると、根本的に政策的アプローチを考え直すということもあり得べしということかもしれません。これをまさにチェックさせてくださいということで、販売台数をぜひいただければと思います。

また、セット割は経営の自由であり、事業者変更を制約する要因ではないというような御回答が、固定も含めてあったのですけれども、これも多分検証すべきご主張ではないかと思っていまして、セット割が悪いと言っているわけでは多分ないんだと思うのですが、過度の囲い込みが問題だと言っているわけです。その線引きを今後考える必要はあるのだと思いますけれども、これもまた販売台数を含めてデータがないとなかなかできない作業でありますので、これもぜひ事業者の御協力をいただいて、ぜひおっしゃっている内容が正しいことを証明させていただければと思っている次第です。

ありがとうございます。

**【新美主査】** ありがとうございます。非常に大事な点を御指摘いただきましたので、今後この辺をますます深めていきたいと思えます。

それでは次、北構成員、どうぞお願いします。

**【北構成員】** 野村総合研究所の北でございます。

パブリックコメントへの回答に関しては何も違和感がございませんので、ちょっとコメントでございます。

パブコメの説明の中でも、既にSIMロック解除対応とか、端末補償対応、頭金対応など、各キャリアさんが先行して、自主的に、改善の動きをされているということが出てきております。ただ、先に改善した社がばかを見るようなことがないようにしなければいけませんし、先に対応した社はそれをしっかりアピールしていただき、消費者から支持を得られるようにしていかないと、システム開発に時間がかかるからといって遅れてやる社に合わせて、みんなが一斉にサービスを開始しなければならないということになってしまい

ます。むしろ先に対応する社が支持を得られるような環境をぜひつくっていきたいと思います。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは続きまして関口構成員、御発言をお願いします。

【関口構成員】 膨大なパブコメに対する考え方をお示しいただきまして、基本的に私もこの考え方でよろしいと思っています。

1点だけ、意見4-37ですとか意見4-39について、CATVがサービス内容として類似しており、だから検証の対象に加えていくべきだという御指摘を頂戴しております。今回の取りまとめの中では、考え方としては、今後ガイドライン等で一定の考え方を示していくという書きぶりで私はよろしいと思うのですが、今後の宿題を頂戴したと私も捉えておりまして、CATVについての検証も今後ぜひしていただきたいと思っています。

以上です。

【新美主査】 どうもありがとうございます。

ほかに御発言。西村構成員、どうぞ御発言をお願いします。

【西村（暢）構成員】 ありがとうございます。

基本的にはコメントでございます。報告書案そして意見に対する考え方を示していただきまして、ありがとうございます。特に意見でございますと、意見2-14から意見2-20辺り、そして意見3-38以降、意見4-37といった、関連の事業者様、その他関係者の方々からの相反するような意見等もございます。この点、丁寧に総務省でお答えいただいたということは、まさしく今後この点について検証を進めていかなければいけないということになるかと思っています。

したがって、先ほど構成員の先生方からもありましたとおり、データの重要性については各関係者様とも異論はないかと思っておりますので、ぜひ総務省と協力の上、適正なモバイルそして固定の市場のために取り組んでいただきますよう期待しているということで、コメントさせていただければと思います。

以上でございます。

【新美主査】 どうもありがとうございます。今後の作業についても大きな意味を持つ御指摘だと思いますので、今後に伝えていきたいと思っています。

ほかに発言はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは時間の関係もございますので、この辺りで意見交換を終了したいと思います。  
私も簡単に発言した上で、まとめに移りたいと思います。

先ほどありましたように、やはり一つの問題は、ここでは十分に詰められていない点と  
いうか今後に残されたのは、セット割みたいなものをどうするのかということと、それか  
らサブブランドをどうするのかというのは大きな課題として残されていると思いますので、  
その点についてはさらにしっかりとデータを集めて議論を進めていきたいと思います。

私、民法が専攻ですのでセット割に近いような判決例があるかと思ってあれこれ探しま  
したが、似たようなものはあるのですけれども、セット割そのものについて言及した判決、  
最高裁判決はございませんでした。ただ、非常に示唆的であります。どれくらいの結びつ  
きがあるのかによって違いますが、セット割にした場合に両者の結びつきが社会通念から  
見て非常に密接なつながりがある場合には、一方の契約の消長は他方にも影響するという  
最高裁判決がございますので、このセット割はどの程度の結びつきなのかを少し慎重に見  
ていかなければいけないと感じております。これは私からのコメントでございます。

それでは、今、皆さんに御議論いただきました考え方及び報告書につきましては、軽微  
な修正等はあるかと思いますが、この点につきましては主査である私に御一任いただき  
まして、基本的には資料2及び資料3のとおり取りまとめることとしたいと思いますが、  
いかがでございましょうか。御異論がございましたら合図ください。なければ御承認いた  
だいたという扱いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

(構成員了承)

**【新美主査】** それではありがとうございます。構成員の皆様のお賛同を得られたと受  
け止めさせていただきます。これまで精力的に御議論、御検討いただきましたことを改め  
て御礼申し上げます。今後もまた御協力をいただきたいと思います。

それでは、最後に意見交換といたしますか、自由に御意見をいただく場に移りたいと思  
います。ここからは武田大臣と新谷副大臣、それから古川政務官の御三名も参加されますの  
で、皆様方、しばらくお待ちいただきたいと思います。

(政務三役入室)

**【新美主査】** それでは、政務三役の皆様との意見交換に移りたいと思います。各構  
成員から一人ずつお考えを述べていただく形で進めてまいりたいと思います。

まず初めに、本日御欠席いたしました西村真由美先生より事前にコメントをいただ  
いておりますので、事務局より代読をお願いいたします。

【中島料金サービス課課長補佐】 西村真由美先生からのコメントを代読いたします。

通信料金と端末代金の完全分離が行われたことにより、高価な端末が実質ゼロ円で販売されるという異常な状態が解消されました。このワーキンググループにおいても多くの論点について解決策を提示することができたと思います。しかしながら残念に思うのは、会議で議論されて決まったことが十分に消費者に浸透していないことです。2万円や1,000円など断片的な情報のみが伝わり、何もしなくても自分が毎月払う通信料金が自然に安くなるという誤解をしている消費者が多いのではないのでしょうか。

現在、通信プランは以前と比べればかなり分かりやすくなりました。MNPやSIMロック解除など、乗換えの障壁も是正が進んでおり、経済性を重視するならMVNOに乗り換えるという選択肢もあります。事業者に対する規制も重要ですが、消費者自身が自ら通信契約を見直し、賢い選択ができるように周知していただくことにも力を入れていただきたく存じます。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは続きまして、本日御出席・御参加いただいております構成員の皆様、五十音順にてお一人2分程度で御発言をいただきたいと思います。それではまず、相田構成員から御発言をよろしくお願いします。

【相田主査代理】 東京大学の相田でございます。

西村真由美構成員に先に言われてしまった感じがあるわけですがけれども、通信事業、特に今話題になっているような携帯ですとかF T T Hですとか、アクセス系を提供する通信事業はやはり規模の経済性が非常に大きく効くということから、事業者のほうの合理的な選択としては合併して大きくなるということで、寡占状態になるのが諸外国の例を見ても起きやすいということです。そのところで競争をいかに活性化していくかに関して言えば、似たようなインフラ事業である電気、ガスと比べて、通信は一步先にいろいろ制度を整備して踏み出したところなのですけれども、今日も話題になりましたワンストップ乗換え等々、今では後れているように思われる部分も一部あるところで、諸外国あるいは他のインフラ事業等々の見習うべきところは見習って、そういう競争環境の整備をやっていかなければいけないのかなと思っています。

ただ、今まさに西村真由美構成員が言われましたように、その競争はもう一方、利用者のほうの適切な選択とセットにならないと、結局利用者に対して恩恵は行かないというこ

とでございますので、従来からある期間拘束ですとか料金体系の分かりにくさというようなもの、それ以外にも利用者による合理的な選択を妨げているようなものがあれば、そういうものを排除して、利用者が合理的な選択をできる環境づくり、それからそういう周知・広報活動を進めていく必要があるのかなと思っております。

私からは以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは大谷構成員、どうぞ御発言をお願いします。

【大谷構成員】 日本総研の大谷でございます。

今回、報告書もモバイルから固定にかけまして多岐にわたる視点から分析していただいて、大層分厚いものにもなっているかと思えます。本当に細かい内容が含まれておりまして、頭金の表示方法ですとか、端末購入サポートプログラムによる差別的な取扱いのチェックであるとか、あるいはMNPにおける過度の引き止めの問題、そしてウェブの表示や工事費に至るまで、本当に多岐にわたる視点から分析することになりました。

この報告書ですとか寄せられた意見を見ていきますと、公正競争確保のための制度の潜脱を防ぎ、競争を阻害する要因を一つ一つ丁寧に取り除いていく作業が制度をワークさせるために不可欠な役割なのではないかと思っている次第です。

公正競争の果実である低料金だとか、あるいは契約上の様々なメリット、それを実現するためには近道はないと改めて痛感させられた次第でございます。こういった細部に宿っている真実のようなものを大切にしながら、これからもデータを緻密に見て検証する努力、定点観測が必要だと考えております。

今後、必要となってくる議論について2つほどコメントしておきたいと思えます。

一つは、やはり異なる市場をどう見極めるかということかと思えます。私自身の考えとしては、同じ事業者であってもメインブランドとサブブランドはそれぞれ異なる市場を形成していると思えますので、別々のデータ、それぞれのデータをもって検討することが望ましいと考えております。

それからもう一つ、5Gの早期普及は本当に大切なことだと。その点については意見をメーカーの皆様とも共有しているところですが、これまで議論してきたとおり、誰か別の利用者が支払った通信費、そこで得た利益で補助をするというのが決して適切なこととは思われないと考えております。この点を軸にしながら、これからの検討をさらに進めていくことができればと思っております。

私からは以上でございます。

**【新美主査】** ありがとうございます。

それでは続きまして大橋構成員、よろしくお願いします。

**【大橋構成員】** ありがとうございます。

1人1台以上携帯電話を持つ時代になって、新規の販売台数が大きく伸びる時代ではもはやなくなってきた中で、事業者としてはいかに消費者を自分のところに惹きつけられるか、しかも長期間にわたって惹きつけられるかという知恵を絞る時代になってきたと思います。ある意味、いかにして囲い込むかということが経営としては非常に重要になってきているのは間違いないと思います。

ただ、そこが従来の制度のままていくと、過度の囲い込みもできてしまうような姿になっていて、その線引きが実は問われるような局面になってきたのかなと思います。今回の報告書はその辺りの一定の仕切りを考える一つの出発点にはなりますけれども、必ずしも終着点ではないということなので、今後、我々も消費者の啓発をしながら、いかにスムーズな事業者の選択をしていただけるかということ、あるいはどういうふうに消費者が考えているのかということ、データを使って検証していく必要が多分あるということだと思います。そういう意味で言うと、一段深い実は政策的な知見も今後蓄えていかなければいかんかなと思います。

他方で、やはり事業者の産業競争力とか国際競争力も我が国では求められる時代になっていると思います。稼いだものをきちっと国内に投資していただいて、それがまた競争につながるという好循環をいかにつくり上げていくのかということも、政策として非常に重要なのかなと思ひまして。今回、消費者に向けて比較的に重きを置いた話ですけれども、当然産業競争力をどうやって高めていくのかというのは別途しっかり議論しなければいけない点だと思っています。

以上です。ありがとうございます。

**【新美主査】** ありがとうございます。

それでは北構成員、よろしくお願いします。

**【北構成員】** 野村総合研究所の北でございます。私から3点ほどコメントいたします。

1点目ですが、市場の流動性を高めるために打てる手は全部打つ。スイッチングコストを全てなくす。そういう意気込みは分かりますが、今回のMNP手数料の原則無料化ばかり、また既に報道されていますようにメールアドレスポータビリティばかりですが、利用

者のニーズの定量的把握とその費用対効果をしっかりと検証した上で、政策に反映していただきたく存じます。

2点目です。通信料金の値下げ指示が総理大臣から出されております。この会合で私は何度も申し上げていますが、確かに内外価格差調査、料金の絶対値とデータ容量という断面だけを見れば、日本の料金は高位な水準にあります。しかし、ネットワークの品質、ショップ等におけるサポート体制、災害時における応急復旧態勢などを考慮すれば、必ずしも高いとは言えないと私は考えています。利用者としては料金が安いにこしたことはありません。しかし、短期的にMNOの料金を安くし過ぎますと、サービス品質の低下、5G投資やBeyond 5GへのR&D投資の減退、独立系MVNOの淘汰に伴う中長期的な料金高止まり、そういった副作用が生じてまいります。今後、サブブランドの一物二価の問題も含めまして、ぜひ総合的、多角的にかつ時間軸を持って料金政策を検討すべきと考えます。

そして3点目ですが、先ほど西村構成員がおっしゃいましたように、今般各キャリアさんが安いプランを出したとしても、結局利用者がそのプランに乗り換えなければ意味がありません。しかし一方で、キャリアさんの代理店手数料体系あるいは評価指標には、下位よりも上位のプラン、あるいはサブブランドよりもメインブランドを売ったほうが、ポイントが高くなるように設計されております。この仕組みがある限り、料金プランの最適化は実現されません。今後、代理店手数料体系を含む販売代理店の在り方に係る課題について、議論を深めていく必要があると考えます。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは続きまして佐藤構成員、御発言をお願いします。

【佐藤構成員】 甲南大学の佐藤です。

基本的な考え方としては、やはり競争を機能させることで価格を下げて、よりよいサービスを提供していくことが大事だと思っています。他の構成員の方々が言われたように、一つは、消費者の合理的な選択に関わる問題を解決しなければいけないということ。もう一つは、やはり事業者間の競争をどうやって促進するか。この2つの課題があると思います。

競争を機能させるルールづくりという意味では、まだまだ課題がたくさん残っていると思っています。まずはMNO 4社による設備競争をどこまで促進できるか。逆に、4社の



設備競争が十分でなければ、併せてサービス競争、MVNOによる競争圧力をどういう公正ルールの下でつくっていくかというのが課題になっていると思います。特にここは小容量の領域でサブブランドとのMVNOの競争がありますので、いかに公正競争条件を確保して競争を促進するかがこのマーケットの課題であると思っています。

あと、個人的な意見ですけれども、5Gの普及が必要だとか、5Gの端末をもっと普及させたいといった、いろいろな議論を聞くのですけれども、一般的な考え方としては、やはり競争の下で投資をしていく。激しい競争に晒される自動車産業も大きな技術変化に立ち向かう中、グループづくりも含めて競争の下で自ら将来投資をしていると思います。ただ、政府としてこういう新しい技術・設備に対して何らかの補助が必要だと判断するケースもありますが、その場合も、それは競争ニュートラルなものでないといけなし、利用者の公平性という意味でのニュートラルでないといけなしと思っています。投資を促進するため競争を抑制するという発想には疑問のあるところだと思っています。

最後に、マーケット全体、これからの話ですが、モバイル市場はやはり新しい技術、サービスの展開が非常に速い。市場における現在の問題、これを今、我々は議論しているのですが、eSIMの話とかIoTとか5Gとかいろいろ市場環境を変える、そういった変化が起こりつつあるので、やはりこういったこれからの課題ということに、我々はより多くの時間を割いて議論していかなければいけないと思っています。いかに新しいマーケットで公正競争環境を整備していくか、どうやって新しいマーケットを競争の下で育てていくかについて、これからまだまだ議論すべきことが多いと思っています。

以上です。

**【新美主査】**      ありがとうございました。

それでは関口構成員、御発言をお願いします。

**【関口構成員】**      関口でございます。

私は特にモバイル、携帯の市場については大容量の市場、それから中容量の市場、低容量の市場という、マーケットごとの分析に今まで手をつけられなかったことについては、一種のもどかしさを感じております。特にユーザー料金については各社さんの重要な経営戦略であるということで、届出制の下で情報はほとんど得られなかったことがあって、どのようなコスト配分をし、どのような内部補助をしているのかについての分析はほとんど行われてこなかったわけです。したがって、最終仕上がりの料金メニューだけを見て、スイッチングコストや、MVNO等への移動を促進するような政策を側面から支援してきた

ということをやってきたわけですが、何かやはり本丸をいじれなかったというもどかしさが残っております。

今度どのようにそのような経営情報について各社さんからデータ提供いただくかについては、これからも様々なハードルがあると思いますが、ぜひ分析を進めた上で、客観的な数値に基づいた分析を今後とも進めていきたいと考えております。

以上です。

**【新美主査】**      ありがとうございました。

それでは長田構成員、よろしく御発言をお願いします。

**【長田構成員】**      長田でございます。

長い間この議論を続けてきて、少しずつ改善されてきているなというのは実感していますが、長い間この議論を続けてきて、少しずつ改善されてきているなというのは実感しています。長い間この議論を続けてきて、少しずつ改善されてきているなというのは実感しています。長い間この議論を続けてきて、少しずつ改善されてきているなというのは実感しています。

消費者が通信事業者を合理的に選んでいくべきというのも、その合理性なのですけれども、それは料金だけではなくて、通信事業者が提供しているその他様々な、それが品質であったり、我々ユーザーからの安心感であったり、それからショップの対応であったり、その他もろもろあると思います。そういう選択の中で自分で納得ができる選択をすることが大切で、そのためにはよりあまり障壁がなく見直せるのは大切だと思っています。

通信事業者の皆さんもユーザーのそういう気持ちをきちんと受け止めていただいて、適正なコストに基づいた料金を設定していただければいいなと思っていますし、何かちょっと目くらましの様な感じでのおまけのサービスみたいなもので選ぶようなことではない社会になっていったらいいなと思っています。

特に今年、年明けからずっとこの状況の中で、通信がとても大切だということは本当にみんな実感したと思いますので、その安定性とか、様々なデータのやり取りがされているわけで、通信事業者としての振る舞いなども含めて、これからもきちんと事業を行っていただきたいし、総務省としてもそれをきちんと見ていただきたいと思っています。

以上です。

**【新美主査】**      ありがとうございます。

それでは続きまして西村暢史構成員、よろしく御発言をお願いします。

**【西村（暢）構成員】**      中央大学法学部の西村でございます。私からは2点ほどのコメントをさせていただければと思っております。

今般の検討の結果、利用者にとっての乗換えが確実・容易にできまして、またモバイル市場の競争環境の整備に関する制度的対応が開始されたものと理解しております。

その上でございますけれども、この新しい取組の下、利用者にとって合理的、妥当と考えられる判断がどの程度可能となり得るか、今後の検証のためにも、またさらなる行政及び事業者コストを上昇させないためにも、既に様々対応を取られている、または今後取られる各関係事業者の現場におきまして、適正かつ継続的な実践を期待するものであります。

2点目としましては、やはり今般も大変議論になりました利用者の直接目に触れる、そして利用者が直接支払う金額、それだけではなく、受けるサービス品質等にも注視した上で、MNO・サブブランド・MVNOの間の競争、またはサブブランドとMVNOとの競争など、市場画定と呼ばれるものに関しては未確定の点はありますが、特に独立系のMVNOのサービス展開とそのモバイル市場での競争上の重要性、またその在り方、これは既存の接続卸の各制度のみならず、市場構造に影響を及ぼすような様々な状況、社会的変化も合わせた議論が必要になるのではないかと認識しております。

以上でございます。

**【新美主査】** どうもありがとうございます。

それでは最後になりますけれども、進行役を務めさせていただきました新美からコメントをさせていただきます。

従来、市場における競争あるいは競争ルールといいますと、事業者間の競争だけが視野に入れられて、ユーザーというもう一方の当事者が視野にあまり入ってこなかったという状況があったかと思えます。これは大橋構成員がおっしゃったように囲い込み競争という形での競争に陥っていたと思えます。

今回、このワーキンググループで御議論いただいたのは、ユーザーも含めた競争ルール、いかにしたら合理的な競争ルールが形成できるのかということの御議論をいただいたと思えます。これによって市場が健全に動くだろうと。そういうことで骨組みを今回の報告書で作成したと思えます。ただ、この仕組みが円滑に機能するためには、ユーザー、消費者が十分な情報を得られている状況が必要かと思えます。ただ、消費者は情報に必ずしも強くないし、情報に欠ける場合が多いということでもありますので、そういった情報をいかにきちんと伝えるかという、開示義務みたいなものは必然的に要求されてくるように思います。そのためのルールをつくるのが次なる課題になってくると思えます。

いろいろな条件について、先ほど価格だけではなくて品質もあるし、どんなサービスが

ということも競争のためには必要だと言われてきておりますが、それがきちんと伝わるような仕組みがさらに肉づけされていく必要があります。この場合については総務省あるいは行政がきちんとサポートしていく姿勢が不可欠になろうかと思えます。こうした形で通信事業をめぐる、あるいは通信サービスをめぐる健全な市場が形成されていければと期待しておるわけでありませう。

その意味で、我々のワーキンググループの作業は一步進めたと思えますが、ゴールまではまだたくさんの方がありますので、引き続き皆様方の御意見を集めて、よりよい政策をつくっていただけるように御協力していきたいと思えます。

以上、私からのコメントでございます。

続きまして、この際でございますので、オブザーバーとしてずっと御出席・御参加いただいております公正取引委員会と消費者庁からも、一言御発言をいただきたいと思えます。

まずは公正取引委員会から御発言をお願いできますでしょうか。

**【公正取引委員会】** 公正取引委員会の調整課長の小室でございます。私からは、携帯電話市場における当委員会のこれまでの取組について簡潔に御紹介させていただきます。

当委員会はこれまで平成28年、平成30年、2度にわたり携帯電話市場における競争政策上の課題についてという実態調査報告書を公表し、昨年は総務省と合同で、中古携帯電話端末の流通実態に関する調査を行うなど、携帯電話市場における公正な競争環境の整備に向けた取組を行ってまいりました。

また、これまで総務省、公正取引委員会及び消費者庁の3省庁において、電気通信サービスにおける諸課題の対処についての連携を強化するため、3省庁の情報交換会が立ち上げられ、定期的に情報交換を行うこととしてきたほか、総務省の有識者会議に当委員会オブザーバー参加するなどしてまいりました。

当ワーキンググループの報告書でございますが、携帯電話市場等における現状の課題、及び各課題への対応方針等が的確に示されており、競争環境の整備を図る上で大変重要なものと認識しております。当委員会としても引き続き総務省、消費者庁等、関係行政機関と緊密に連携し、携帯電話市場の競争環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**【新美主査】** ありがとうございます。

それでは続きまして消費者庁より御発言を一言お願いいたします。

**【消費者庁】** 消費者庁でございます。いつもお世話になっております。

携帯電話の市場におきます消費者の利益の保護あるいは利便性の向上といったものにつきましては、私ども消費者庁もこれまで問題意識を持って動向を注視し、必要に応じて注意喚起等を行ってきたところでございます。

本日、西村構成員あるいは相田構成員、それから新美主査からも消費者への分かりやすさ、あるいは消費者への合理的な選択のための必要な情報提供についての御意見もいただいております。こうしたことについては消費者庁としても重く受け止めたいと考えてございます。

本日取りまとめられました報告書の内容、それから本日の構成員の皆様方の御意見も踏まえ、今後総務省それから公正取引委員会と連携しまして、所管法令に基づき、必要な取組を進めてまいりたいと考えております。引き続きよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**【新美主査】** どうもありがとうございました。

それでは最後に武田大臣から御挨拶をお願いできればと存じておりますが、ここでカメラ撮りの時間を設けておりますので、皆様方、しばらくお待ちいただきたいと思っております。それではカメラの入室をお願いいたします。

(カメラ入室)

**【新美主査】** それではお待たせいたしました。武田大臣からお言葉をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

**【武田総務大臣】** それでは本日の議論を踏まえまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

新美主査をはじめ構成員の皆様方におかれましては、昨年の電気通信事業法改正に道筋をつける提言をいただくとともに、本年に入りましてからは改正法施行後の市場の状況について精力的に評価・検証をいただき、本日、報告書を取りまとめたこと心から感謝をまずは申し上げたいと存じます。また、先ほどはそれぞれの深い御経験と御知見に基づき、多岐にわたる意見を頂戴し、私自身、非常に勉強になりました。改めて御礼を申し上げたいと存じます。

携帯電話は、国民生活あるいは様々な社会経済活動において日常不可欠なコミュニケーションツールとなっており、低廉で多様なサービスが提供される環境を整備することは重

要な政策課題となっております。総務大臣に就任して以来、これまでに携帯電話事業者と意見交換を行うとともに、国民・利用者の代表の方々からも直接お話を伺ってまいりました。さらに本日、専門家の皆様方からアドバイスを頂戴したことを受けまして、今後総務省が取り組んでいく方針について「アクション・プラン」という形でまとめ、来週にでも発表したいと、このように考えております。

構成員の皆様方にはこれまでの御尽力に改めて感謝申し上げるとともに、アクション・プランの実行に当たり、引き続き御知見、御協力賜りたく、心からお願いを申し上げたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

【新美主査】 大臣、どうもありがとうございました。

武田大臣、新谷副大臣、古川政務官におかれましては、公務のためにここで御退席されます。どうも大臣、副大臣、政務官、ありがとうございました。

【武田総務大臣】 どうもありがとうございました。

【新谷総務副大臣】 どうもありがとうございました。

【古川総務大臣政務官】 どうもありがとうございました。

(政務三役退室)

【新美主査】 それではカメラ撮りはここまでとさせていただきますので、カメラ撮りの方々は御退室をよろしくお願いいたします。

(カメラ退室)

【新美主査】 それでは、事務局から連絡事項がありましたらお願いいたします。

【中島料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。

本日の会合を踏まえて、資料2「提出された意見に対する本ワーキンググループの考え方」及び資料3「報告書」について、後日公表したいと考えております。

また、次回以降の会合については、調整の上、事務局から御連絡いたします。

事務局からは以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは本日はこれにて閉会といたします。熱心な御議論、どうもありがとうございました。失礼いたします。

以上